

# 日本国憲法の改正を目指します！

～ 4項目の条文イメージ（たたき台素案）～

## 自衛隊の明記

（条文の新設）

### 「国民を守る」規定なし



日本国憲法には、国家最大の使命である国民を守るための規定がありません。国民の生命・財産を守るために必要不可欠な存在である自衛隊を、解釈に委ねるのではなく、平和主義のもと、憲法に明確に位置付けます。

## 緊急事態対応

（条文の新設）

### 緊急事態条項なし



南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害や感染症まん延等の有事においても、国会機能が維持できるよう、国会議員の任期延長を規定し、国会が機能できない事態の対処として内閣の緊急政令を規定します。

## 合区解消・地方公共団体

（条文の拡充）

### 合区解消の必要性



広域自治体（都道府県）と基礎自治体（市町村）など地方自治のあり方を明確化し、一票の格差を是正しつつ、地域の民意を適切に反映できる選挙制度（参議院については合区を解消し、少なくとも各県一人）を実現します。

## 教育充実

（条文の拡充）

### 教育充実の必要性



生涯教育・デジタル時代に対応した教育の理念を明記します。また、家庭の経済事情に左右されず教育を受ける機会を確保するなど、教育環境の整備を国の責務として定めます。私学助成の規定についても適切な表現にします。

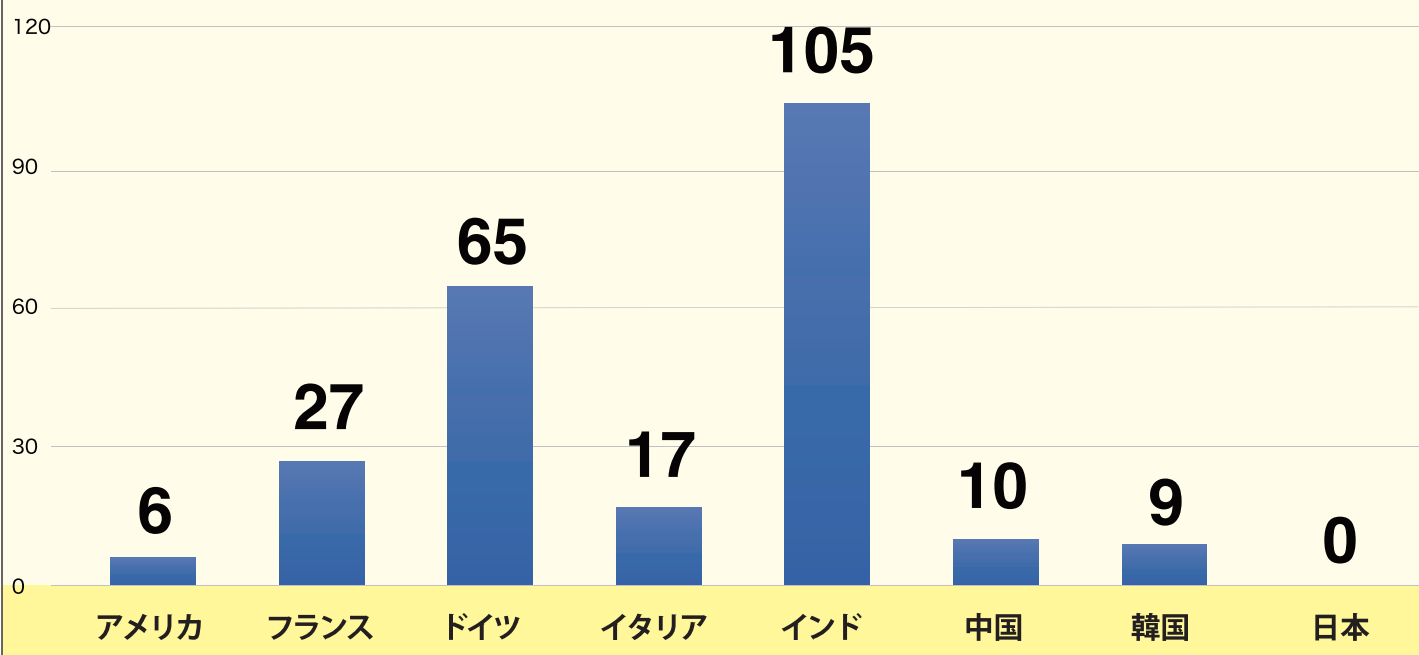


自民党

# 国民投票を実施し、 早期の憲法改正実現を目指します。

現行憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の3つの基本的原理は堅持しつつ、憲法改正を目指します。

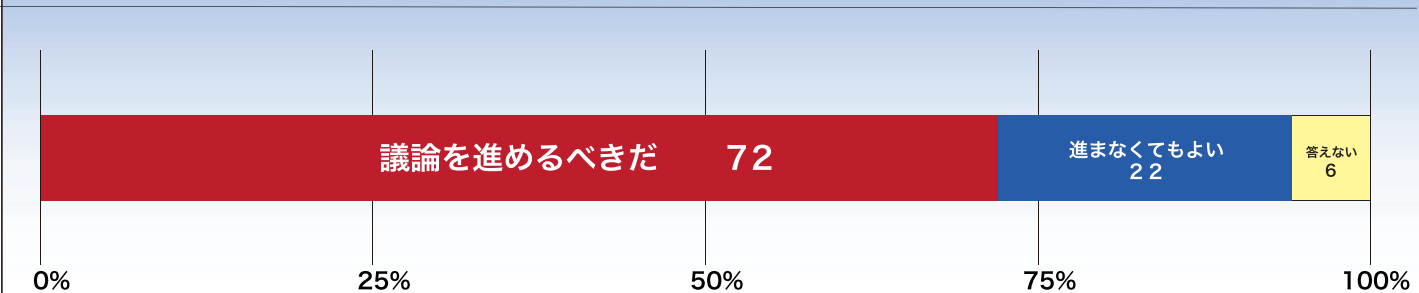
## 主要国における、第二次世界大戦後の憲法改正の回数



『諸外国における戦後の憲法改正(第7版)』(2021.2.2 国立国会図書館) など

## 憲法論議についての世論調査

Q 衆議院と参議院には、憲法について調査し、憲法改正の原案を審査する憲法審査会が置かれています。  
憲法審査会の審議のあり方について、あなたの考えに近いのはどちらですか？



(読売新聞、令和3年5月3日)



自民党